

平成 30 年

第 3 回 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成30年 2月21日

水 戸 市 教 育 委 員 会

第3回教育委員会定例会

1 開催日時 平成30年2月21日(水) 午後4時45分 開会
午後5時57分 閉会

2 開催場所 水戸市役所南側臨時庁舎 3階 中会議室

3 出席者 教育長 本 多 清 峰
委員 東小川 昌 夫 (教育長職務代理者)
委員 岩 切 ちひろ
委員 富 田 教 代
委員 篠 崎 和 則

4 欠席者 なし

5 説明のため出席した職員の職、氏名

教育部長	七 字 裕 二
参事(県費負担教職員担当)	川 俣 智
参事兼学校教育課長	鈴 木 秀 樹
参事兼幼児教育課長	鈴 木 功
参事兼内原中央公民館長	五 上 義 隆
総合教育研究所長	萩 谷 孝 男
教育企画課長	三 宅 修
学校施設課長	埴 敏 之
生涯学習課長	大 澤 秀 樹
歴史文化財課長	白 石 嘉 亮
中央図書館長	松 本 崇
総合教育研究所副所長	小 川 佐栄子

6 本日の日程

(1) 報 告

① 水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会提言書について【公開】

② 水戸市いじめ防止基本方針の改定について【公開】

(2) 議 事

議案第5号 平成30年第1回市議会定例会議案に対する意見について【非公開】

協 議(1) 平成30年度水戸市教育行政方針(素案)について【非公開】

7 会議の概要

午後4時45分 開会

○**本多教育長** ただいまから、平成30年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第5号及び協議(1)につきましては、非公開の取り扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**本多教育長** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより報告を行います。

報告(1) 水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会提言書についてでございますが、こちらの案件につきましては、この後に開催されます、総合教育会議において御協議いただくことになっておりますので、本会議におきましては、提言書に対する質疑にとどめ、御意見等につきましては、総合教育会議において御発言いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、鈴木参事兼幼児教育課長、説明をお願いします。

○**鈴木参事兼幼児教育課長** それでは、水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会提言書について、御説明いたします。

別冊の水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会提言書とあわせまして、教育委員会定例会資料1ページを御覧いただきたいと思います。

水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会については、市立幼稚園と保育所の抱える課題と将来の展望や市が運営する幼稚園・保育所のあり方等について議論をいただき、今後の幼児教育・保育行政に係る施策の推進に反映させることを目的とし、市長指示により、平成29年6月に保護者、子育て支援団体、幼児教育施設関係者、税理士、経営者、女性団体及び専門的知見を有する学識経験者等25名を構成員として発足いたしました。

このたび、あり方検討会での意見をまとめ、平成30年2月9日に市長へ提言書が提出されました。

2の策定経過につきましては、表のとおり、平成29年6月8日に第1回検討会を開催し、6回の検討会を行いまして、今後のあり方や方向性について意見を集約し、提言書としてまとめたものでございます。

3の提言書の概要につきましては、市立幼稚園について4つの提言、市立保育所について3つの提言、合わせて7つの提言をいただき、詳細な項目は20項目となっております。

それでは、提言のポイントについて申し上げます。

まず、市立幼稚園についてでございますが、提言は4つございます。

提言1では、「市立幼稚園の保育内容の充実と魅力度アップ」という観点から5つの項目を上げております。

主な項目といたしまして、預かり保育の充実と小学校給食の提供でございます。

預かり保育の充実といたしましては、現在、幼稚園では、教育標準時間で4時間を基本に保育を行っております。その後の預かり保育につきましては、一部園を除き、午後4時までとなっております。これを延長するとともに、長期休業期間における預かり保育を充実させることと提言されております。

また、小学校給食の提供につきましては、小学校の給食は食育につながるとともに、小学校生活

への速やかな慣れを促進することから、市立幼稚園の強みとして小学校給食の提供を検討することと提言されております。

提言2では、「市立幼稚園の適正な配置」という観点から、2つの項目を上げております。

主な項目といたしまして、認定こども園への移行等も含めた再編の検討についてでございます。

市立幼稚園は、小学校に隣接し、地域コミュニティに根差した幼児教育・保育施設として、市民の認知を得ており、保護者の経済的負担の観点からも地域住民にとって必要であると判断しましたが、一方では、入園希望者の推移や園児の成長、保護者のニーズ、効果的な予算執行、施設の設置状況や地域の実情を踏まえ、認定こども園への移行も含めた再編についての検討を行うことと提言されております。

提言3では、提言2を踏まえまして、「市立認定こども園の設置」という観点から、3つの項目を上げております。

稲荷第一幼稚園と内原幼稚園の認定こども園への移行など、具体的な園名まで踏み込んでおり、財政的な負担も視野に入れ、既存施設で改修が容易であるため、先行して認定こども園に移行すること、また、その際には3年保育の実施も考慮することと提言されております。

提言4では、「ことば・こころの教室の充実」という観点から、2つの項目を上げております。

ことば・こころの教室に通級する児童の増加に伴い、言語や情緒面などの発達に不安があると思われる幼児に対する早期発見、早期支援を図るため、施設の増設と職員体制の強化を図ることとされております。また、施設整備につきましては、財政負担軽減の観点から、余裕教室等を活用することと提言されております。

次に、市立保育所についてでございますが、提言は3つございます。

提言1では、「市立保育所及び民間保育所等の受け入れ枠の拡大」という観点から、3つの項目を上げております。

主な項目といたしまして、弾力化による児童の受け入れ枠の拡大を図ることについてでございます。

本来、保育所は、利用定員での保育となりますが、施設の規模や保育士に余裕があれば、定員よりおおむね2割多く受け入れることが暫定的にできるようになっております。待機児童が発生している状況の中で、保育の質を保ちつつ、可能な限り年度当初から弾力化を行うことと提言されております。

提言2では、「保育施設の整備」という観点から、既存施設の定員変更を伴う増改築の支援を行うことと提言されております。

これまで、保育所の新設による定員拡大を行ってまいりましたが、今後は、これまでの保育行政に寄与してきた既存の施設の老朽化に伴い、定員変更に伴う増改築について支援を行うことと提言されております。

提言3では、「保育士確保策」の観点から、4つの項目を上げております。

主な項目といたしまして、ソフト面での取組として、保育士確保策と新規採用保育士の確保についてでございます。

今年度から実施している保育士就労支援補助金の継続及び拡充、さらに子育て支援員や保育補助者の活用を積極的に実施することと提言されております。

以上が提言書の主な内容でございますが、予算的な課題や人員配置上の課題があることも重々承知しておりますが、実施可能な部分や施策の一端として検討していただきたいとの意見を添えなが

ら提言書が提出されました。

提言書の説明につきましては、以上でございます。

○本多教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

篠崎委員。

○篠崎委員 市立認定こども園の設置という提言がされているのですが、その前提として、認定こども園というのは、どういうものを想定しているのか教えてください。

○本多教育長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長 認定こども園につきましては、幼稚園型認定こども園と幼保連携型認定こども園がありまして、幼稚園型認定こども園では、保育を必要としない児童のほか、3歳以上の保育の必要な児童を預かっており、保育の必要な児童については、本来の幼稚園の教育標準時間よりも保育時間が長くなり、夕方以降も延長して預かることができ、長期休業期間中も預かることが可能です。また、給食の提供をすることになります。幼保連携型認定こども園では、幼稚園型に加え、保育の必要な0歳から3歳までの子どもも預かることが可能で、簡単に言いますと、保育所と幼稚園が混ざったような施設となっております。

○本多教育長 篠崎委員。

○篠崎委員 そうすると、年齢によって変わってくるということですか。

○本多教育長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長 幼稚園型認定こども園ですと3歳から5歳の児童を、幼保連携型認定こども園ですと0歳から5歳の保育の必要な児童を預かるという形になります。通常の保育所ですと、保護者が働いている等保育の必要な児童しか預かれませんが、認定こども園になりますと、3歳から5歳の児童については、保育を必要としない場合は、教育標準時間において預かることができるということです。

○本多教育長 東小川委員。

○東小川委員 2つ質問があるのですが、まず1つ目は、弾力化を年度当初から行って待機児童解消に努めるというのは、具体的にどのようにするのですか。

2つ目は、市立保育所についての提言3で、「出産・育児等により離職する」と書かれているのですが、産前・産後休暇や育児休業制度はないのでしょうか。

○本多教育長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長 まず、入所弾力化についてでございますが、例えば、定員90人の保育所であれば、弾力化を行うと2割ほど多い108人程度まで受け入れることが可能となります。しかし、受け入れるには保育士が確保されていなければなりません。保育士配置基準により、0歳児ですと1人の保育士が見ることができる人数は3人まで、1歳児ですと6人までと定められております。また、子ども1人当たり1.68㎡の面積が確保されている必要があるという面積基準もありますので、以上のようなことが確保されていれば、弾力化により2割まで多く受け入れることが可能となっております。

県から、4月当初は定員数でスタートすることという指導がありましたが、水戸市の場合、保育所の需要が多いため、4月当初からの弾力化を認めてもらい、4月の待機児童を減らしていこうという考えとなっております。

次に、提言3の出産・育児等による離職についてでございますが、20代の保育士が多い状況でございますので、出産等がありますと、職場に復帰するには、その保育士も自分の子どもを預けない

と働くことができないという状況になってしまいます。国の指導で、保育士や看護師につきましては、保育所の入所を優先させるということで通達がきておりますので、今後は、保育士の職場復帰につきましては、可能な限り支援し、保育所に入所できるよう努めてまいります。

○**本多教育長** 東小川委員。

○**東小川委員** 定員よりも2割まで多く預かることを弾力化と言うのですね。

○**本多教育長** 鈴木参事兼幼児教育課長。

○**鈴木参事兼幼児教育課長** そうです。定員以上を受け入れることを弾力化と言っております。

○**本多教育長** 東小川委員。

○**東小川委員** 離職についてですが、育児休業を取得する保育士はいないのですか。

○**本多教育長** 鈴木参事兼幼児教育課長。

○**鈴木参事兼幼児教育課長** 育児休業制度はもちろんありますので、公立保育所の保育士などは育児休業を取っておりますが、民間に勤めている保育士は取りづらいようです。

○**本多教育長** 東小川委員。

○**東小川委員** 子どもができたらず辞めるといような雰囲気が民間保育所等では漂っているのですか。

○**本多教育長** 鈴木参事兼幼児教育課長。

○**鈴木参事兼幼児教育課長** そのようです。そして新しく若い保育士を雇っているということです。

○**本多教育長** 東小川委員。

○**東小川委員** 離職を前提にもの考えずに、働き方として、子どもができたらず育児休業を取得し、そして、子どもを預けて復職するということが普通だと思うのですが、この提言はそこから少しずれているという意識を持ちました。育児休業とはそんなに取得しづらいものなのですか。

○**本多教育長** 市立保育所についてはそのようなことはございません。

東小川委員。

○**東小川委員** 市立保育所は育児休業を何年間取得することができるのですか。

○**本多教育長** 制度では最大3年間取得することができます。

今回のあり方検討会には、民間保育所の経営者の方たちの意見も入っておりますので、このような提言となっております。

東小川委員。

○**東小川委員** なるほど。民間保育所ですと、経営という面での話にもなってきてしまうということですね。

○**本多教育長** ほかにございませんか。

岩切委員。

○**岩切委員** 市立幼稚園についての提言4①に、ことば・こころの教室の増設及び職員配置等体制の強化とありますが、どのように人を確保するのか教えてください。

○**本多教育長** 鈴木参事兼幼児教育課長。

○**鈴木参事兼幼児教育課長** 職員配置等体制の強化につきましては、現在、ことば・こころの教室は、正職員を各園に2人ずつ配置しております。ことば・こころの教室を増設するに当たりまして、やはり専門の正職員を配置しなければなりませんので、毎年、茨城大学に内地留学をさせ、研修に行ってもらい、ことば・こころの教室に配置できるよう育成をしているところでございます。

○**本多教育長** ほかにございませんか。

富田委員。

○**富田委員** 提言書のはじめに、市立幼稚園の平均充足率が44.64%とありますが、実際の人数は何人なのですか。

○**本多教育長** 鈴木参事兼幼児教育課長。

○**鈴木参事兼幼児教育課長** 定員が1,480人で、実際に入っている人数は660人程度です。

○**本多教育長** 富田委員。

○**富田委員** 保育所の実際の人数は何人なのですか。

○**本多教育長** 鈴木参事兼幼児教育課長。

○**鈴木参事兼幼児教育課長** 市立保育所ですと、定員が900人で、2月時点で実際に入っている人数は970人です。

○**本多教育長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**本多教育長** ないようでございますので、この件について終わります。

次に、報告(2)水戸市いじめ防止基本方針の改定について、説明願います。

小川総合教育研究所副所長。

○**小川総合教育研究所副所長** それでは、資料の3ページをお開きください。

水戸市いじめ防止基本方針の改定について、御説明いたします。

まず、1の改定の趣旨でございますが、本市におきましては、平成26年4月に、水戸市いじめ防止基本方針を策定し、いじめへの対応や未然防止等に取り組んでいるところでございます。

平成29年3月に、国のいじめの防止等のための基本的な方針が改定されますとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されたことに伴いまして、本市におけるいじめの防止等対策をより一層強化し、推進することを目的として、水戸市いじめ防止基本方針を改定したものでございます。

2の主な改定内容について、御説明いたします。

まず、(1)いじめの未然防止に向けた取組について、ア、いじめの認知でございます。

別冊でお配りしております資料6ページを御覧いただきたいと思います。

これまでの国の方針では、いじめの定義について、警察による認知が述べられておりましたが、その点について今回改正されております。それを踏まえまして、けんかやふざけ合いであっても、その背景にある事情について調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断することという文言を新たに明記しております。

また、特に配慮が必要な児童生徒として、新たに発達障害を含む障害のある児童生徒などへの適切な支援や保護者との連携等について明記しております。

また、いじめの早期発見に向けた取組につきましては、日々のいじめ防止に向けた流れについて新たに明記し、担任等が一人で抱え込まず複数の職員で対応することなどを加え、フロー図として整理いたしました。

次に、エ、学校いじめ防止基本方針につきましては、別冊資料の10ページになりますが、いじめ防止等のための取組状況を学校評価の評価項目に位置づけることと規定しております。

次に、(2)いじめの解消の定義について、別冊資料の7ページを御覧いただきたいと思います。

国においていじめの対象定義が詳細に示されたことを踏まえまして、加害者への指導や加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけでいじめが解消したと判断せず、被害児童生徒に対す

る心理的、または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間、少なくとも3か月を目安として継続していること、また、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことと規定いたしました。

最後に、(3)重大事態の取扱いについて、別冊資料の8ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにも国のガイドラインに従いまして、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始することに加え、被害児童生徒や保護者から申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告、調査に当たることと明記し、その重大事態が発生した場合の対処の流れについて整理をいたしました。

その中には、調査方針の説明として、被害者や保護者の意向を踏まえた調査が行われることを担保するため、調査を開始する前に被害者等に対して調査方針の説明を丁寧に行うことを新たに加えております。

以上が、今回の主な改定内容でございます。

改定は、平成30年2月1日でございます。

なお、定例会資料4ページから8ページに、主な改定事項の対照表をつけておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

また、改定したこちらの基本方針につきましては、この後、各学校への周知を図り、各学校は、この改定を踏まえて学校いじめ防止基本方針の見直しを行っていく予定でございます。

引き続き、児童生徒の健全育成を図りながら、いじめのない社会の実現を目指しますとともに、適切な対応に努めてまいりたいと思います。

説明は、以上でございます。

○本多教育長 それでは、委員より御質問等がありましたら、発言願います。

東小川委員。

○東小川委員 このような新しいガイドラインができることで、いじめの認知件数は増えることになると思いますし、今までですと、これで解決とされていたいじめ問題が、それでは解決していないと、いじめに対する考え方がより広く捉えられることになると思います。学校の先生方はもちろんこのガイドラインを共有していくと思いますが、保護者に対しては、ガイドラインやその取組について、どのように周知をしていくのですか。

○本多教育長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 学校では、本市のいじめ防止基本方針に従い、各学校それぞれの方針を定めております。方針につきましては、全ての学校がホームページ等で公表することとしておりますので、保護者に周知はされているかと思いますが、水戸市として、保護者に向けた周知の方法としてガイドライン等を活用しながら行っていきたいと思います。

○本多教育長 ほかにございませんか。

岩切委員。

○岩切委員 いじめの解消については定義が明記されているのですが、加害者、被害者の抱えている背景や、被害者のストレス体制等、事案によって定義になかなか当てはまらないことが多々あるかと思うのですが、最終的にいじめが解消したという判断を下すのは誰になるのですか。

○本多教育長 いじめ解消についての判断ということですね。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総研副所長 いじめの解消についての判断は、学校が保護者及び当事者との話し合いや相談

など、その状況に対応する中で判断していくことになります。

○**本多教育長** 岩切委員。

○**岩切委員** 学校側が一方的にいじめが解消したと判断するのではなく、話し合いの中でそれぞれが納得した形になれば解消したという判断を下すということですか。

○**本多教育長** 萩谷総合教育研究所長。

○**萩谷総合教育研究所長** 学校が一方的に判断するのではなく、被害にあった児童生徒やその保護者に対して心身の苦痛を感じていないかなどの聞き取り等を行い、児童生徒や保護者に対して大丈夫ですということを確認めながら、最終的にいじめ解消したという判断になると思います。

○**本多教育長** 岩切委員。

○**岩切委員** 解消という判断を下したときに、保護者や当事者にはどういう形で伝えるのですか。認知の違いがあると困ると思うのですが、どのように対応していくのでしょうか。

○**本多教育長** 萩谷総合教育研究所長。

○**萩谷総合教育研究所長** 学校は継続して見守っていきますので、何か心配なことがあったら、小さなことでもすぐに相談してくださいというような形をとっております。

また、教育委員会としましても、学校だけに対応を任せるのではなく、その後の様子を確認するために学校へ行き、児童生徒の様子を実際に見て確認することも行っております。

○**本多教育長** 一番大事なのは、学級だけで処理されず、きちんと教頭、校長、教育委員会へ報告されることです。そのように組織として共通理解を高めるための過程というのはどうしていますか。

萩谷総合教育研究所長。

○**萩谷総合教育研究所長** 教育委員会が各学校を訪れる機会をできるだけ多く持つようにしております。学期ごとに行く訪問もあるのですが、随時学校に行き、該当の児童生徒だけではなく、学校全体の様子も見て、何か心配に感じたところがあれば、その場で確認をするなどし、学校と教育委員会が情報を共有できるようにしております。

○**本多教育長** ほかにございませんか。

東小川委員。

○**東小川委員** 重大事態への対処について、いじめ防止対策基本法第28条第1項で、いじめを受けた児童生徒及び保護者から申立てがあった場合、それをいじめかどうか調査するのではなく、もう重大事態として捉えなさいということになったということですよ。

全国市町村教育委員会連合会の理事会で話題になったのですが、そうなった場合、第三者による調査委員会を1回ごとに行うのは、市町村はなかなか難しいのではないかとということです。

もう一つですが、これは法律の条文なので、直らないとは思いますが、定例会資料6ページ、4の重大事態への対処、(1)についてなのですが、「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とありますが、文章の最後に「疑い」という言葉を持っているのです。条文が「いじめの疑いにより」という表現であれば捉えやすかったのですが、「いじめにより」というスタートになっているので、いじめを認定するかしないかの判断にまず立たされてしまうと思うのです。文部科学省の生徒指導室に質問をしましたところ、これで問題ないと言われました。条文的にはこの表現で合っている、「疑い」というのは、文章の全てにかかっているのだと言われました。しかし、「いじめの疑いにより」という認識で捉えていいのかと聞いたら、それは違うと言うので、ちょっと釈然としないまま帰ってきたものですから、いじめという判断をどこでとるのか、改正前は重大事態の定義として例示が4つあり、非常に分かりやすかったのです。

保護者が、うちの子どもがいじめられていて重大事態だと言えば、その申立てに対して、市は全て対応しなければいけないことになる。そうすると、調査委員会を開催して客観的に判断しなければならいので、どのようにするのかお聞きしたいです。

○**本多教育長** 小川総合教育研究所副所長。

○**小川総合教育研究所副所長** 確かに東小川委員のおっしゃるとおり、保護者からの申立てがあった段階で、重大事態と捉えて動き出さなければならないということが、今回の改定で示されています。

それにつきましては、別冊資料8ページのフローの中で、教育委員会を経由して市長へ報告するとあります。9ページの2に調査主体の判断というのがあり、教育委員会が調査主体がどこなのかを判断いたしますので、その内容によって、学校主体になる調査が始まることもありますので、必ずしもすぐに調査委員会が開かれるということではないと考えております。内容によっては調査委員会がすぐ開かれることもあると思いますが、状況によって、学校主体による調査が始まることもあると思います。

○**本多教育長** 東小川委員。

○**東小川委員** 調査主体の判断は誰が行うのですか。

○**本多教育長** 小川総合教育研究所副所長。

○**小川総合教育研究所副所長** 教育委員会が判断いたします。

○**本多教育長** 結局のところ、初動対応が大事になってきます。全ての内容が報告されてくるかどうかというのが重要な分かれ道となります。教育委員会としては、報告があった事実を全て市長に報告いたします。我々の認識としては、学級、学校、教育委員会、市長と、情報の共有についてスムーズに流れることが大事だと捉えています。

東小川委員。

○**東小川委員** 第28条が改定されたことで、今後、いじめに対して非常に敏感になりますのでいいことだと思います。だからこそ、児童生徒数が多い市町村は、これまで以上に大変になってしまうのではないかと感じます。

○**本多教育長** 東小川委員の意見を受けて、篠崎委員はいかがですか。

○**篠崎委員** 「その訴えに真摯に対応する」というのはどこまでの範囲なのかということだと思います。

結局のところ、申立てでは重大事態となっても、誰がどう見ても重大とまでは捉えられないときに、調査委員会等を行う必要はないという判断を教育委員会の中でとることは、おそらく可能なのかと思います。

○**本多教育長** 実は、関東地区都市教育長協議会の理事会でも同じことが話題になりました。重大事態としてたくさんの件数が報告されてきた際、どのように対応していくのかということです。取手市のような事例もあるので、真摯という表現ではないかもしれませんが、一度きちんと受けとめ、きちんと調査をするということが大事なのです。

東小川委員。

○**東小川委員** 教育委員会連合会の理事会でもあった話題は、教育委員会に報告するまでに、学校が自ら最終的な判断をしないようにするためにはどうしたらいいのかということ質問された方がいました。学校長が重大事態ではないと判断し、ぐずぐずしている間に、保護者が教育委員会に対して、学校が対応してくれない、一体どういうことだ。となってしまったら信用を失ってしまうだ

ろうということです。学校が判断をせず、まず教育委員会へ報告をするというシステムを作っていくのは大変ではないのか、という話が出ておりました。

○本多教育長 水戸市ではどのような対応策をとっていますか。

萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 水戸市では、総合教育研究所にいじめ対応専門班を設置しております。学校からいじめの報告を受けた段階で、学校は違うと言っているとしても、まず受けとめるということを大事にしております。

学校の様子を聞き取りながら、学校と教育委員会が情報を共有し、その上で話し合うような体制をとっております。

○本多教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ないようでございますので、この件について終わります。

それでは、これより議事に入ります。

【議案第5号 平成30年第1回市議会定例会議案に対する意見について：非公開】

【協議(1) 平成30年度水戸市教育行政方針（素案）について：非公開】

○本多教育長 以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 それでは、お配りしております次回以降の教育委員会開議等日程（案）につきまして、御説明をいたします。

ゴシック体の部分が今回追加、又は変更があった日程でございます。

初めに、第1回教育委員会臨時会でございますが、3月中旬と御案内しておりましたが、3月15日木曜日の午後5時から、総合教育研究所の研究室7での開催といたしましたので、よろしくお願いいたします。

次に、平成30年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会につきましては、5月25日金曜日に静岡県で開催予定でございます。こちらは、茨城県の連合会長であります東小川委員に御出席をしていただく予定でございます。

次に、平成30年度茨城県市町村教育委員会連合会総会及び講演会につきましては、5月28日月曜日に開催予定でございます。講演会には、筑波大学大学院准教授で東京都教育委員会委員もされております、女子柔道ソウルオリンピックのメダリスト山口香氏をお迎えする予定となっております。詳細につきましては、後日御案内をいたしますので、御出席をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○本多教育長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後5時57分 閉会

8 議決事項

議案第5号について原案可決